

令和 6 年第 7 回辰野町議会定例会会議録（1 日目）

1. 招集告示年月日 令和 6 年 11 月 20 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和 6 年 12 月 2 日 午前 10 時 00 分
4. 議員総数 14 名
5. 出席議員数 14 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	6 番	小 澤 睦 美
7 番	向 山 光	8 番	樋 口 博 美
9 番	高 木 智 香	10 番	林 政 美
11 番	本 田 光 陽	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 報告事項 (1) 専決処分の報告について
- 日程第 9 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番	古 村 幹 夫
議席 第 2 番	松 澤 千代子

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 7 回辰野町議会 12 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います但文書報告とし、お手元に配付してありますので後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 7 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日、ここに第 7 回辰野町議会 12 月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には師走を迎え大変お忙しいところご出席を賜り、感謝申し上げます。さて先月 15 日に内閣府が発表した 7 月から 9 月期の実質国内総生産 GDP は、物価変動を除いた実質値で 0.2%増、年率換算で 0.9%増となり 2 四半期連続のプラス成長となりました。国内需要が前期比 0.6%増、GDP の半分以上を占める個人消費は 0.9%増と 2 四半期連続のプラスとなりました。その背景には定額減税や生産回復に伴う自動車の販売増、猛暑や地震を警戒した飲食料品等の備蓄需要の一時的な高まりなどがあるとの見方があるようで、緩やかな景気回復傾向とはいうものの、実感がわかないという方も多いのではないのでしょうか。先月 28 日から始まりました臨時国会で審議される政府の総合経済対策に期待し、注目してまいりたいと思いますが、税制改正の焦点となっているいわゆる年収の壁引き上げに伴う、地方税収の減についても懸念されるところであります。そのような中で現在、町では第 6 次総合計画前期基本計画の最終年度に当たる令和 7 年度予算の編成を進めて

おります。町の将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現を目指し、総合計画の基本目標、行財政改革、重点テーマに沿って各施策事業の予算を各課が検討しておりますが、国の予算編成作業でも人件費や資材費等の高騰で事業費が 1.5 倍から 2 倍程度に急増する例があり、箇所数の変更、事業の見送り等を余儀なくされているとの話も聞いておりますので、見積りにあたっては大変苦慮するものと思います。こうした厳しい財政状況にありますが、新町発足 70 周年を迎える節目の年にもあたりますので、職員と一丸となって知恵を絞り課題解決をさらに前進させ、新たな 10 年に向かって走り出す年となるよう成長・発展に向けた予算を編成し、将来像実現に向けたまちづくりを推し進めてまいりますので、引き続き議員各位のご支援、ご協力をお願いいたします。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分とした一般会計補正予算（第 11 号）などの補正予算が 4 件、公の施設の指定管理者の指定 1 件、合わせて 5 議案で報告事業が 1 件あります。なお各会計の人件費に係る補正予算を 12 月定例会にお諮りするのが通例であります。令和 6 年人事院勧告に基づく改正給与法案が先月 29 日に閣議決定されたものの、国会での成立前であるため県や他市町村と合わせて、定例会初日の議案上程を見送っております。今後他市町村の状況に注目しながら会期中に大きな動きがあれば、関係条例の一部改正とともに各会計の補正予算を追加議案として、提案させていただく場合もありますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決、承認くださいますようお願い申し上げます。定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により、議席 1 番、古村幹夫議員、議席 2 番、松澤千代子議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（松澤）

皆さんおはようございます。去る 11 月 26 日議会運営委員会を開催し、令和 6 年第 7 回辰野町議会 12 月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたのでその結果についてご報告いたします。11 月 26 日、辰野町告示第 55 号によって、辰野町町長より 12 月定例会を 12 月 2 日に招集する旨の告示をされたことを受け、

委員全員正副議長同席のもと、12 月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局長が朗読いたしますので、全議員のご賛同いただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程案 朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から 12 月 18 日までの 17 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、令和 6 年 11 月の豪雨で被災した農業施設の災害復旧費を追加する専決補正予算であります。補正総額は 2,500 万円の追加で予算総額は 101 億 2,165 万 9,000 円となりました。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金の追加であります。歳出につきましては、災害復旧費で令和 6 年 11 月 1 日から 2 日発生、11 月豪雨で被害を受けた伝兵衛井筋の災害復旧に係る測量設計等業務委託料の追加であります。国の災害査定が予定されており、この日程に合わせるため早急に対応する必要がありましたので、令和 6 年 11 月 11 日専決処分いたしました。以上のとおり補正予算の概要を申し上げますが、必要に応じて関係課長より説明致させますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は原案のとおり承認にすることに決しました。日程第 4、議案第 2 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は町立辰野病院補助金、改良舗装工事、除雪委託料、町民会館東側自動ドア設置工事、公共施設の照明 LED 化改修工事設計業務委託料等を追加するものであります。なお 12 月定例会では人事異動等に伴う人件費の増減に係る補正予算の議決をお諮りするものが通例であります。国会において令和 6 年人事院勧告に基づく改正給与法案の成立時期が未定であるため、県や他市町村と合わせて今回上程を見送っております。補正総額は 2 億 1,872 万 6,000 円の追加で、予算総額は 103 億 4,038 万 5,000 円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては、自動車取得税交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債の追加であります。歳出につきましては、総務費で郵送料、庁舎照明 LED 化改修工事設計業務委託料、町税等過誤納還付金、緊急情報メール配信サービス構築業務委託料、Web 口座振替受付サービス改修業務委託料等の追加であります。民生費では上伊那広域連合負担金、病児・病後児保育施設建設工事、庁舎に設置する授乳室に必要な備品の購入を追加するものであります。衛生費で中央保育園照明 LED 化改修工事設計業務委託料、町立辰野病院補助金の追加です。農林水産業費では森林整備に伴う測量設計監督補助委託料、松枯損木処理委託料等の追加であります。商工費は長野県南信工科短期大学校就学助成金の追加です。

土木費では除雪委託料、町道補修工事、道路橋梁補修工事、改良舗装工事等の追加、調査測量設計等業務委託料の減額であります。教育費では、辰野中学校及び町民会館ホール舞台の照明 LED 化改修工事設計業務委託料、南小学校給食室の故障したボイラーの更新工事、羽場城跡遺跡発掘にかかる費用、町民会館東側自動ドア・スロープの設置工事の追加が主なものです。繰越明許費補正は道路メンテナンス事業で実施予定の旧大沢橋橋梁補修工事について、年度内では工期の確保が困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。地方債補正につきましては脱炭素化推進事業債と公共施設等適正管理推進事業債の追加、緊急防災減災事業債、脱炭素化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債、社会福祉施設整備事業債、公共事業等債及び臨時財政対策債の変更であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 5、議案第 3 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 3 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 667 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 3,734 万円とするものであります。6 ページをご覧ください。歳入ですが、繰入金について基金繰入金を 667 万円増額するものであります。続きまして、歳出です。7 ページをご覧ください。総務費について、定期更新の被保険者証の送付に伴い、資格情報の確認のためマイナンバーの下 4 桁を表示するため、普通郵便から特定記録郵便での送付へ変更となったことにより、40 万円増額するものであります。8 ページをご覧ください。諸支出金について、県支出金償還金では前年度の保険給付費等交付金の確定により、626 万 6,000 円増額するものであります。また、国庫支出金償還金では、前年度の出産育児金臨時補助金の確定により 4,000 円増額するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 3 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 4 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 4 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 1 号)について提案理由を申し上げます。恐れ入りますが、お手元に配付させていただきました正誤表のとおり、正規議案を配付してありますのでそちらをご覧ください。今回の補正は辰野病院の今年度の経営悪化による資金不足のため、町からの繰入金の補正が主なものでございます。それでははじめに、議案第 4 号、町立辰野病院事業会計補正予算補足説明資料をご覧ください。辰野病院の経営状況につきましては、議会全員協議会にてご説明したところではございますが、改めまして令和 6 年度予算に対しての実施状況、当院の収支悪化の原因や現在実施している取り組みについてご説明いたします。補足説明資料 2 ページ、3 ページをご覧ください。こちらには患者数の状況、収益額の状況、支出額の状況の当初予算と決算見込みと比較しましたグラフ、表を掲載しております。数字等については記載のとおりですのでご確認ください。まず患者数の状況についてです。入院・外来ともに前年と比較しまして、全体的に減少傾向となることが見込まれます。特に眼科は白内障手術の受け入れが現状ではできない体制となりましたので、前年度に比べて大幅に減少する見込みです。(イ)収益額の状況についてです。患者数の減少に伴いまして入院・外来ともに収益額も減少すると見込まれます。検診・人間ドックなどのその他の医業につきましては、おおむね予定量となる見込みでございます。(ウ)支出額の状況についてです。当初予算額よりも全体として減少が見込まれます。給与費につきましては、人事院勧告

によるベースアップを考慮した上で、当初見込みよりも 5,000 万ほど減少する見込みでございます。材料費につきましては、全体的な価格高騰の影響に加えて、薬品費のコロナワクチンの購入などの影響により増加する見込みでございます。経費につきましては、価格高騰の増加要素もある中で、予算内に収まる見込みではあります。過去最大の支出額となる見込みでございます。では、4 ページをご覧ください。資金残高の推移でございます。辰野病院の資金残高としまして、現金の残額に町からの繰入金を加えたものを資金残高として集計したものをグラフ化し、また各年度末における資金残高を表に集約しております。町からの繰入金は、年度当初には全額あるため、資金残高の値は高くなりますけれども年度末に向かって減少していく傾向となり、表で示した額まで目減りしてしまいます。令和 6 年度については、現状の集計から計算しますと、令和 7 年 3 月末時点で約 1 億 2,000 万円不足すると見込まれます。また、資金の不足時期につきましては令和 7 年 1 月給与支払い時に不足すると考えられます。そこで今回の 12 月議会にて繰入金 1 億 2,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。それでは資料の 1 ページにお戻りください。辰野病院の今年度の収支悪化の要因につきましては、次の 3 点が要因と考えられます。1 つ目としましては外来・入院患者数の減少でございます。人口減少や透析患者などのかかりつけ患者の死亡数の増加、かかりつけ患者の高齢化による通院困難者の増加、入院集客力のある常勤医師の退職、平均在日数の短縮などによるものです。患者数減少に伴い収益減少にもなっております。2 つ目としましては、経費など支出の増加でございます。人件費の増加、物価高騰による診療材料費や光熱費、電気代の増加、デジタル化の対応に伴う経費の増加などによるものです。3 つ目のその他の要因としましては、新型コロナウイルス感染症における病床確保料の廃止による減収や受診控えによる減収によるものです。続いて 2. これまでに実施しました当院での取り組み状況です。まず病床利用率の改善に向けた退院コントロールの調整です。安心して在宅療養できるよう多職種が連携して退院支援を行っております。次に入院対象患者の積極的な受け入れです。なるべくお断りすることなく患者様を受け入れ、医師を中心に働きかけております。また町外の開業医にも連携が必要ということで、町外開業医の挨拶回り及び入院を要する患者の紹介の依頼を行いました。また院内代表者職員への経営改善会議の実施を行いまして、職員全員が病院の経営状況を把握し、業務改善に取り組んでいるところでございます。また、令和 6 年 6 月

診療報酬改定に伴いまして、増収に向けた速やかな算定項目の切り替えの方を行いました。また、リハビリテーションにおきましては、日曜・祝日は行っておりませんでしたけれども、土曜・日曜・祝日を含めた 365 日入院リハビリテーションを 11 月から実施しております。これによりまして患者様は入院中毎日、リハビリを受けることができるようになり、また入院患者の増に繋がることを期待しております。その他には、職員の超勤時間抑制、経費削減に努めております。3 番、これからの対策案・検討事項です。現在県のコンサルによる支援事業を活用しまして、地域包括ケア病床の増床など病床機能再編について検討を行っております。それに合わせまして、地域包括ケア入院管理料の見直しによる収益確保の研究を行っております。また今後、長期的に病床利用率が上がらない場合には、病床数の削減や、職員数について勘案することも考えられます。また長年の課題でもありますけれども、収益性、集客性の高い常勤医師の確保、長期間にわたって勤務していただける管理職級の医師の確保が大きな検討事項となっております。また、訪問診療にもさらに力を入れて患者の増加を図る予定でおります。また今後も職員一丸となって経営改善に取り組み、また安心安全な医療を提供できるよう努力してまいります。それでは補正予算書の 1 ページをご覧ください。業務の予定量につきましては、入院の年間患者数を 3,650 人減の 2 万 5,550 人、外来の年間患者数を 5,320 人減の 6 万 1,180 人とするものです。1 日の平均患者数は入院の予定量 80 人から 10 人減の 70 人、外来の予定量 250 人から 20 人減の 230 人とするものです。収益的収入につきましては、病院事業収益 1 億円を減額し、総額を 22 億 3,657 万 9,000 円とするものでございます。詳細につきましては 3 ページをご覧ください。医業収益の入院収益、外来収益につきましては、患者数減少によりそれぞれ減額するものでございます。町一般会計からの繰入金としまして、繰入基準の区分により医業収益の他会計負担金、医業外収益の他会計補助金、他会計負担金に総額 1 億 2,000 万円追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 7、議案第 5 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 5 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。令和 7 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する辰野町食の健康拠点施設かやぶきの館、滞在型農園施設土恋処よこかわ、交流促進施設よりあい工房、辰野町世代間交流施設世界昆虫館の 4 施設について、指定管理者を指定するため地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。食の健康拠点施設、滞在型農園施設、交流促進施設の 3 施設の指定管理者選定にあたりましては、指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づき、ふる里農村公園グリーンビレッジ横川として、一括して 9 月 2 日から 9 月 30 日までの間公募しましたところ、2 社より応募があり書類審査を経て、庁内職員で構成します選定委員会と外部の識見を有する方で構成する選定審査会により、11 月 5 日と 11 月 11 日に合同委員会を開催し、候補者を選定決定したものであります。その結果、現在の指定管理者である辰野町中央 58 番地、有限会社共和堂を選定いたしました。指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間です。4 番目の世代間交流施設については、現在の指定管理者である辰野町大字赤羽 300 番地の 20、世界昆虫館を指定手続き等に関する条例第 5 条に基づき、設置の目的を最も効果的に達成できるものと認め、公募によらない候補者として選定したもので、指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間であります。なお、指定管理料については議決後の協定書の協議の中で決定いたしますが、食の健康拠点施設、滞在型農園施設、交流促進施設の 3 施設は一括で令和 7 年度は年間 3,600 万円とし、以降令和 8 年度は 3,500 万円、令和 9 年度は 3,450 万円、令和 10 年度は 3,400 万円、最終年度であります令和 11 年度には 3,300 万円と段階的に下げていくとの提案でありました。世代間交流施設は年間 100 万円の提案でありました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 5 号に対する質疑行いますが、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 5 号は総務産業常任委員会に付託することにいた

したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は総務産業常任委員会に付託すること
に決しました。日程第 8、地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますので
お聞き取り願います。報告第 1 号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第 1 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条の規定により、町が
損害賠償の責めを負うものについて、専決処分を行いましたので報告いたします。
町の職員や道路施設等による財物事故 4 件であります。1 件目は、令和 6 年 7 月 17
日、辰野西小学校の敷地内で職員が草刈り作業中、隣接する店舗の窓ガラスに小石
が飛び破損させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額 3 万 1,064 円を
支払いました。専決日は令和 6 年 8 月 27 日であります。2 件目は令和 6 年 7 月 3 日、
町道 7 号線の向袋付近において、北大出から宮木方面に通行中の相手方の自動車が、
対向車を避けるため左側寄りで前進した際、劣化していた路面舗装によって、車体
の左下部を破損させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額 9 万 6,673
円を支払いました。専決日は令和 6 年 8 月 27 日であります。3 件目は令和 6 年 7 月
24 日、向袋の町道 1407 号線において、北大出から辰野方面に向けて通行中の相手方
の車両が、対向車を避けるため左側に寄って前進したところ、道路側溝にありまし
たグレーチングが経年劣化で、不安定な状態で掛けられていたために跳ね上がり、
車体下部の燃料タンクを破損させてしまったものであります。示談が成立し賠償金
額 18 万 1,269 円を支払いました。専決日は令和 6 年 10 月 1 日であります。4 件目は
令和 6 年 3 月 27 日、両小野小学校の学童クラブにおいて、学童保育の活動中、児童
3 人でバドミントンをしていたところ、相手方児童の眼鏡に他の児童が振ったラケッ
トが当たり、レンズを破損させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額
9,702 円を支払いました。専決日は令和 6 年 11 月 1 日であります。なお、相手方児
童につきましては、事故後、眼科医に受診していただきましたけれども、特に異常
は認められなかったとのことであります。また、2 件目、3 件目と報告をいたしまし
た道路関係の事案でございますが、こちらについてはそれぞれ補修等の対応が完了
しているところでございます。本件、4 件の補償につきましては、全国町村会総合賠

償補償保険にて処理いたしました。以上報告いたします。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

○向 山（7 番）

4 点目の学童保育中の事故について、事故発生が 3 月で示談成立が 11 月ということなんですが、ちょっと時間が要してるような感じがするんですが、何か原因があるのかお聞きしておきたいと思います。

○総務課長

4 件目の事案でありますけれども、特に何かがあつてということではございません。書類整備等の関係で日数がかかっておりますけれども、特に何か滞っていたということではございませんので、ご了解をいただければと思います。以上です。

○向 山（7 番）

書類整備等で時間がかかったということではありますが、学童保育の従事する職員は会計年度任用職員ということで、その辺りに事務の遅れっていうかですね、手間取ったっていう原因があるようであれば、ぜひその点については今後配慮をしていただきたいというふうに思います。原因がそこにいないということであれば結構ですけれども、要望です。

○総務課長

すいません。私の説明不足で申し訳ございませんが、今回についてはあくまでも相手方の方から請求書っていうか、その書類が出てからという対応でございます。どうもその辺のところで少し時間がかかっていたというふうに、私の方は聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 9、請願・陳情等についてを議題といたします。請願・陳情等については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、陳情 3 件については総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、文書表のとおり総務産業常任委員会へ付託することに決しました。以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会といたします。ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

12 月 2 日 午前 10 時 46 分 散会